



質問に お答えします



●「自宅でテレワークを行う際 の作業環境の整備」について●

働く衛生管理のためのガイドライン」令和元年7月12日基発0712第3号（以下「ガイドライン」と表記）です。

（例

一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢）

○健康管理

情報機器作業者の健康を守るための措置について説明しています。（例..健康診断、職場体操）

○労働衛生教育

以上の対策の目的や方法について、作業者や管理者に理解してもらうための教育について説明しています。

を除き、10m以上の空間（参考..事務所則2条）

ルクス以上とする（参考..事務所則10条）

○作業時間

1日の作業時間が長すぎないよう、一連続作業は1時間以内。一連続作業と一連続作業の間は10~15分の作業休止、一連続作業中にも1、2回の小休止を。

○作業姿勢

椅子に深く正しく座り、足は足裏の全体が接するよう。長時間同じ姿勢にならないよう、ときおり立ち上がるか立ち作業を。

○作業管理

健康管理に当たつても「ガイドライン」の基準を参考に取り組まれることをお勧めします。

体型に合った高さである。又は高さの調整ができる。PC..ディスプレイは度500ルクス以下で、輝度やコントラストが調整できる。操作しやすいマウスを使う。

問 テレワークは、時間や空間の制約にとらわれるこのない柔軟な働き方として、推奨されてきました。

昨年はコロナ禍も加わり、在宅のテレワークが広がりましたが、安全衛生対策はどうのように取り組めばよいのでしょうか。

■「ガイドライン」の枠組
○作業環境管理
○情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。

答 情報機器作業による作業者の心身の負担を軽くし、支障なく働けるようにするため、事業者が講すべき措置等が示されています。

自宅でのテレワークにおいては、「ガイドライン」及び「事務所衛生基準規則昭和47年労働省令第43号」（以下「事務所則」と表記）、の衛生基準を参考に自らも望ましい作業環境の整備に努めてください。

椅子..安定していて、簡単に移動できる。座面の高さを調整できる。傾きを調整できる背もたれがある。肘掛けがある。

椅子..必要なものが配置できる広さがある。作業中に脚が窮屈でない空間がある。

「ガイドライン」の基準を参考に取り組まれることをお勧めします。

■作業環境整備の留意点
部屋..設備の占める容積

（オノ労働衛生コンサルタント事務所所長 尾野吉則）